

## 令和6年2月20日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

### 【上野寛治君登壇】

○上野寛治君 皆さん、おはようございます。広島市安芸区選出、広島県議会民主県政会の上野寛治です。今次定例会で生まれて2回目の質問の機会を早々に与えていただきました中本議長、緒方副議長をはじめ、先輩、同僚議員の皆さんに感謝申し上げます。

まずもって、能登半島地震において広島県職員の方々が現地入りされて復旧・復興に携わっていただいていることに感謝申し上げます。今回の一般質問において、元日の災害を踏まえ、議員としてできることは何かと考えました。それは、今回の能登半島地震への対応についてしっかりと検証し、事前の対策を取ることです。よって、最初の質問は、巨大地震への備えについて伺います。

質問は一問一答方式で行いますので、質問席に移ります。（質問用演壇に移動）

今後、南海トラフ巨大地震や安芸灘を震源とする地震など、広島県で起こり得る地震災害に備えていくことが必要と考えます。地震対策には、まず被害想定が出発点となります。被害の想定なくして、必要な物資の準備はできません。よって、地震被害想定を見直す仕組みの構築についてお伺いいたします。

能登半島地震が発生した石川県では、26年前の1997年度にまとめた地震被害想定を使い続けていたことから初動の防災体制に影響があった、また、国が10年ぶりに策定を進めている地震の長期評価を待っていたために被害想定の見直しが遅れてしまったと一部マスコミでは言われています。その中で、石川県防災会議震災対策部会長の室崎益輝神戸大学名誉教授は、国から予想が示されるのを待たずに県の防災計画の見直しを進めるべきであったと語っています。

広島県は、東日本大震災を契機に、平成25年に広島県地震被害想定調査報告書を見直し、既に10年もの時が流れました。このたびの新年度予算に新規事業を提案され、地震被害想定改定に着手されようとしています。

今回のように、国の評価と連動した大規模な見直しは当然として、次なる国の評価が出る前にも、最新の知見を取り入れ、定期的、短期的に被害想定を見直していくことが必要と考えます。例えるならば、国の被害想定が車のようなフルモデルチェンジだとするならば、次の国の評価タイミングまでは県単独でマイナーチェンジをしていく。そうすることで、より精度の高い被害想定に基づき、被害を最小限に食い止め、速やかな復旧活動につなげることができるようになるのではないのでしょうか。なぜならば、地質学や地震学は日進月歩であり、官民間問わず、新しい知見が続々と報告されているからです。

そこで、地震被害想定を、国の評価と連動した大規模な見直しは当然として、定期的、短期的に見直す仕組みの構築について知事の御所見を伺います。

○副議長（緒方直之君） 知事湯崎英彦君。

### 【知事湯崎英彦君登壇】

○知事（湯崎英彦君） 本県の地震被害想定は、地域防災計画や業務継続計画などの地震防災に関する計画や、市町が作成する津波ハザードマップなどに活用するため、県内に大きな被害を

## 令和6年2月20日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

与える可能性の高い地震や津波を想定して、人的被害や建物被害、経済被害額などを取りまとめた地震防災対策の基礎資料となるものでございます。

阪神・淡路大震災後の平成8年度に策定した後、これまで2度の改定を行っており、直近では、東日本大震災において想定を超える甚大な被害が生じ、国が想定地震の考え方などを見直したことから、平成25年度に改定したところでございます。改定に際しましては、国の長期評価が行われている南海トラフや活断層などのほか、県内23市町の直下で地震が発生したということも想定して、評価が行われていない活断層が存在する可能性を踏まえた内容となっております。

このように、あらゆる可能性を考慮して地震、津波による被害を想定していることから、このたびのように国による算定手法等の見直しが行われる際には改定を行うこととしておりますが、反映すべき新たな知見などがある場合には、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

一方で、地震防災対策につきましては、地震被害想定改定にかかわらず、大規模災害を踏まえた教訓や課題を地域防災計画や個別の施策に反映させるなど、随時、見直しを図っているところでございます。

能登半島地震におきまして顕在化している課題や、今後明らかになる課題の分析も踏まえて地震被害想定を改定するとともに、今後得られる教訓や課題なども各施策に柔軟に反映することにより、地震防災対策の充実・強化に取り組んでまいります。

○副議長（緒方直之君） 上野寛治君。

○上野寛治君 阪神・淡路大震災から2度の改定と言われました。私は、これは少し少ないのではないかと思います。今回のように、実際に評価が定まる前に地震が起きてしまったことを考えたら、例えば5年ごとに見直していく仕組みを構築していくことが、今回の地震の教訓であると私は考えます。ですから、これはやらなければならない対策であると考えます。

大規模災害の後、残された者は被害の悲しみを乗り越えて、対策を学び、次の災害に備えていかなければなりません。阪神・淡路大震災、東日本大震災、西日本豪雨災害と、私たちは多くの教訓を学びました。今回の能登半島地震も同様です。この災害を通して、広島県として、行政機関として、何をしていかなければならないのか、近い将来起こり得る大規模災害にしっかり備えていただくようお願いいたします。

次に、津波対策について伺います。

広島県地震被害想定調査では、広島県において発生する津波の水位は南海トラフ巨大地震が最大で、4.0メートルと報告されています。

令和4年度のプレジャーボート全国実態調査で、広島県は依然、放置艇の数が全国1位、8,359隻と発表されました。放置艇対策については、建設委員会において多くの委員から要望があり、県は既に新たな制度を導入するなど、懸命に取り組んでおられます。しかし、放置艇は、津波が起こった場合、流出して沿岸部の家屋などに衝突し、橋脚に引っかかるなど、津波

## 令和6年2月20日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

の被害を拡大させる要因となることから、早急な対応が求められます。

東日本大震災の後、私が気仙沼市で復興支援に携わった際に伺った、共徳丸という船の事例を踏まえて質問します。共徳丸は、気仙沼市において震災遺構として保存か解体かと問題になった、全長60メートルある330トンの大型巻き網船です。住民アンケートで解体という結果になり、震災遺構として保存はされませんでした。震災当時、共徳丸が津波により800メートル内陸に流出したことで家屋がなぎ倒されたという惨状に、あんな船はもう見たくないといった声がたくさん寄せられたそうです。

大型船の共徳丸とプレジャーボートを単純比較できませんが、瀬戸内海で津波が発生した際に、大量の放置艇がどの程度の被害をもたらすか、想像に難くないと思います。津波対策として、防潮堤などのハード整備は、住民合意や工期などに時間がかかり、大規模な予算がかかる一方、放置艇対策は、津波被害を抑えるために比較的安易に実施できるソフト対策なのではないでしょうか。

そこで、現状の認識として、令和5年4月1日から広島県が義務化したプレジャーボートの係留保管場所の届出の進捗状況を伺います。

○副議長（緒方直之君） 土木建築局長上田隆博君。

【土木建築局長上田隆博君登壇】

○土木建築局長（上田隆博君） 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づく係留施設等への保管及び所有者の届出につきましては、令和3年度から新規の所有者に届出の義務を課し、今年度からは全ての所有者を対象としたところであり、令和6年1月末までに1,330件の届出がなされております。

また、県の小型船舶用泊地において使用許可を受けたプレジャーボートにつきましては、条例により、届出をしたものとみなされることから、これらを合わせると2,828件となっております。

○副議長（緒方直之君） 上野寛治君。

○上野寛治君 期限を過ぎても届出されないプレジャーボートは、所有者が不明である、または、届出制度を知らないなど、様々な要因があると考えられますが、その後の放置艇対策はどのように考えておられるのでしょうか。

災害はいつ起きるか分からないため、期限後は速やかに放置艇の撤去または移動をすべきと考えます。どのような対策を考えられているのか、伺います。

○副議長（緒方直之君） 土木建築局長上田隆博君。

○土木建築局長（上田隆博君） 令和7年度末の放置艇解消に向け、係留施設等への保管及び所有者の届出につきましては、放置等禁止区域及び小型船舶用泊地の指定の推進と併せ、引き続き、制度の一層の周知を図りながら、その促進を図ってまいります。

また、令和7年9月末の期限までに、届出がなされないプレジャーボートにつきましては、届出を行うよう指導するとともに、従わない放置艇につきましては撤去を指導すること、さら

## 令和6年2月20日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

には、所有者不明である場合は簡易代執行により管理者が撤去するなど、放置艇の解消に向け、積極的に取り組んでまいります。

○副議長（緒方直之君） 上野寛治君。

○上野寛治君 県の事業目標は、先ほどおっしゃったとおり、令和7年度末に放置艇ゼロとしています。届出の期限が令和7年9月30日となっていますので、目標を達成するには、その後速やかに放置艇の撤去、移動を行わなければなりません。先ほどの答弁で、現在登録されているのが2,828隻と言われて、全国のアンケート調査では8,000隻にも及ぶ放置艇があるということを考えたら、これはかなりハードルが高いと思います。今言われたとおり、9月30日が期限であり、令和7年度末に放置艇ゼロとすることで行っていますので、災害被害を未然に防ぐためにも、目標期限の厳守を改めてお願いいたします。

質問の第2は、流域下水道事業の管理運営の見直しについて質問します。

まず、指定管理者制度の導入について、これは結論ありきなのではないかと問いたいと思います。

民間企業では、事業を見直す際に、必ず比較検討を行います。それぞれの手法に対する効能やコストをしっかりと数値化し、見える化し、最も有効である手法を採用します。2月9日の建設委員会を拝見したところ、バリュー・フォー・マネー、費用の比較検討の質問がありましたが、執行部は行っていないとの答弁でした。また、ある委員がコスト削減の効果を質問しても、しっかりとした数値を出せませんでした。このようなずさんな検討で、どうして管理運営の見直しができるのでしょうか。

ここで、なぜ私がこの件について質問するのか、御説明します。

県民の命を守る上で最も根源的なインフラは水道です。飲み水を通す上水道は言うまでもありませんが、下水道は、衛生環境を守る上で非常に重要で、感染症などの予防に必要な社会資本です。上水道は、給水車などで代替も可能ですが、下水道は替えが利きません。今回の能登半島地震で特に問題となっていることは、長引く断水によってトイレを流せないことです。

紛争や災害時の避難所の環境についての最低限の基準を示すスフィア基準では、給水と衛生に関する権利は国際法により保護されていると書かれています。この権利は、個人や家庭で十分な水量を安全かつ手頃な価格で入手できる権利、そして、プライバシーが確保され、清潔な衛生設備を利用できる権利を含んでいます。危機的状況下でも、国家はこれらの権利を保障する義務を負っていると書かれています。地方自治ということ考えると、地方自治体が義務を負っていると置き換えてもいいでしょう。

スフィア基準のし尿管理の項目では、人々の尊厳、安全、健康とウェルビーイングのためには、人間の排せつ物がない環境があることが重要である、危機のときにはし尿管理は安全な水の供給と同様に重要であると記載があります。スフィア基準は、人が生活する上で、最も根源的なことが書かれた基準です。それほど重要なインフラであるということを理解して、このたびの管理運営の見直しを進めているのでしょうか。

## 令和6年2月20日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

広島県は、空港をはじめ、様々な施設で、広義の意味での民営化——コンセッション方式や指定管理者制度を採用していますが、今回の流域下水道事業については、対象施設の重要度の次元が違っていると私は考えます。私が強調したいのは、民間に任せてよい分野と、よくない分野があるということです。民間運営の全てを否定しているわけではありません。ただ、県民の生活、生命の根幹に関わる下水道の管理運営を、しっかりとした比較検討も行わずに民間に委ねようとしていることに、強い疑義の念を抱かざるを得ません。

既に広島県では、水道事業について指定管理者制度を導入していますが、100歩譲って、まだ納得できる場所があります。それは、広島水道用水供給事業は、指定管理ではなく、広島県水道広域連合企業団が施設の維持管理をしていることで、事業運営のノウハウがまだ自治体側に残っていることと、指定管理者である株式会社水みらい広島の出資者に広島県も連なり、官民合同会社であることです。一方、今回の見直しは、上水道事業を見直したときのように知恵を絞られているのでしょうか。

今回、検討を進められている指定管理者制度の期間についても気がかりです。通常、指定管理者制度の期間は3年から5年間であり、現在、広島県で導入されているものも5年間がほとんどですが、今回は10年間を想定されています。10年間という設定は、県立障害者リハビリテーションセンターなどの福祉施設、観音マリーナなどの港湾施設といった、ごく一部の施設に限られています。

この10年間という手法は、内閣府が令和5年改定版PPP/PFI推進アクションプランで導入拡大を図るウォーターPPPに沿って進められているのではないかと心配しています。ウォーターPPPは、水道分野において、コンセッション方式に段階的に移行するための管理・更新一体マネジメント方式と、コンセッション方式を併せて呼ぶ言葉です。管理・更新一体マネジメント方式は、プロフィットシェアが導入されているのは評価するものの、更新実施型は、実質、サービス購入型PFIであり、令和5年9月定例会で論じたとおり、コスト削減にはなりません。

また、10年間という長い歳月の運営を任せると行政に事業ノウハウがなくなり、いずれは民間との交渉能力——経営学で言うバーゲニングパワーがなくなることが予想されます。さらに、民間に運営を任せることにより、行政や地域のまちづくり、社会基盤の考え方とは別の論理で物事が動いてしまう懸念があります。民間運営が最も進んだ形態である民営化の事例、国鉄民営化の結果、現在、芸備線再構築協議会が設置される事態に陥っていることを見ても明らかです。

そこで、現在、見直しに当たって検討されている指定管理者制度は、ウォーターPPPの管理・更新一体マネジメント方式に該当するのでしょうか、また、将来的にこの方式を導入する方向で検討されているのでしょうか、お答えください。

○副議長（緒方直之君） 上下水道部長川西隆弘君。

【上下水道部長川西隆弘君登壇】

## 令和6年2月20日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

○上下水道部長（川西隆弘君） 流域下水道事業につきましては、今後、人口減少等に伴う汚水処理水量の減少、施設の老朽化による更新投資の増加や災害リスクへの対応など、一層厳しい経営環境が見込まれております。また、事業に必要な新規の施設整備が完了したことから、今後は維持管理と改築・更新が事業の中心となってくるところでございます。

こうした事業環境の変化を踏まえ、令和3年3月に策定いたしました広島県下水道事業広域化・共同化計画に基づき、流域下水道に公共下水道を接続する流域関連の5市4町の意見を伺いながら、管理運営の見直しの検討を進めているところでございます。

2月に取りまとめた見直しの方向性につきましては、県が事業全般をマネジメントできる体制に再構築した上で、施設の管理運営につきましては、県がガバナンスを利かせながら、民間ノウハウを最大限活用できる手法として指定管理者制度を導入し、指定管理期間を10年とする方向で検討を進めることとしたところでございます。

一方、国のウオーターPPPにつきましては、昨年6月に、下水道事業における官民連携の促進策として新たに取りまとめられたものでございます。

このうち、管理・更新一体マネジメント方式は、長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体的なマネジメントなどを要件とする民間委託とされています。この方式の要件に本県の管理運営の見直しが該当するかどうかについては、具体化に向けた今後の検討によるものと考えております。

県といたしましては、引き続き、事業の持続可能な運営を確保し、県民のサービスの維持・向上を図るため、本県の流域下水道事業の実情を踏まえた最適な管理運営について検討してまいります。

○副議長（緒方直之君） 上野寛治君。

○上野寛治君 今、検討という言葉をおっしゃいました。ということは、採用する可能性があるかもしれないということです。

次に、今回なぜこのような見直しをされようとしているのか、背景を確認した上で、今後の進め方についてお尋ねしたいと思います。

国土交通省によると、ウオーターPPPにおける社会資本整備総合交付金の対象事業については、一つ、PFI——コンセッション方式の導入検討が必要なケース、一つ、PPP/PFI手法を用いて整備する必要があるケース、一つ、PPP/PFIに関する民間提案を求め、適切な提案については採用することが必要なケース、一つ、PPP/PFI手法を導入するケース、以上が重点配分されるという要件に加え、污水管の改築に関わる国費支援に関しては、令和9年度以降、ウオーターPPPを決定済みであることが要件化されることとなりました。

国の交付金制度にウオーターPPP導入への政策誘導が設けられているために、今回のような見直しになっているのかもしれませんが、よくよく検討してもらいたいと思います。国の政策であるから右に倣えということでは、地方自治になりません。

国の政策に従わなかったにもかかわらず、独自のまちづくりにより活性化した事例を一つ

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

御紹介します。東日本大震災後、国は、三陸沿岸の被災自治体に防潮堤を建設するよう促しました。しかし、宮城県女川町は、海が見えるまちという理念の下、海岸線に防潮堤を建設しない決断をしました。現在では、被災地域の中でも人口が増え、復興に成功した町として紹介されています。実際、私も女川町には伺いました。

このように、地方自治体にとって国が推し進める政策の実施が、必ずしも地域に寄与するとは言えない場合もあります。流域下水道事業の管理運営の見直しについては、以上の点からも、広島県にとって有効なのか、よくよく考えなければならないと思います。

昨年10月19日の建設委員会では、今回の検討について、スケジュールがタイトであるという指摘がありました。さらに、パブリックコメントの実施や、見直し後の事業費の試算についての意見もありましたが、これらが実行された形跡はありません。議会でも議論が足りておらず、県民にも広く意見聴取ができていない、そして、流域関連市町から、指定管理者制度導入による具体的な効果を示してほしいとの意見もある現状に鑑みると、1年にも満たない検討期間で、流域下水道事業の管理運営を民間に委ねるといふ重大な決断をすることは、早計に過ぎるのではないかと思います。

そこで、この見直しについては、議会は当然ながら、県民に広く情報発信し、意見を聞く機会を設ける必要があると思いますが、今後どのように進めていくのでしょうか。

また、現在、指定管理者制度の導入を検討することとされていますが、指定管理者制度一択で検討すべきではなく、現行制度の継続や包括的民間委託という手法もあり、あらゆる手法を比較検討すべきではないかと考えますが、御所見を伺います。

○副議長（緒方直之君） 上下水道部長川西隆弘君。

○上下水道部長（川西隆弘君） 流域下水道事業につきましては、生活環境の改善、公共用水域の水質保全などの役割を有しており、県民生活に直接関わる重要なインフラの一つであると認識しております。一方、今後、事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、今後の管理運営上の課題に的確に対応していくためには、時期を逸することなく、必要な見直しを行っていく必要があると考えております。

このたび取りまとめた見直しの方向性におきましては、その手法として、指定管理者制度の導入を検討しているところでございますが、現在の業務委託による単年度契約、仕様発注と異なり、指定管理者制度は、長期契約、性能発注が可能であり、また、指定管理に係る議会の議決が必要となるなど、県が深く事業に関与する制度となっております。流域下水道事業にこの制度を導入した場合、施設の維持管理と改築・更新の一体的な管理による効率的な運用や、汚水流出事故などの危機対応の迅速化、DXなどの新技術を活用した業務の効率化、省力化などによる一定のコスト縮減などが期待できるものと考えております。

今後、さらに検討を進め、6月をめどに見直し方針を取りまとめることとしておりますが、そのほかの手法との比較や具体的な効果などについても明らかにしてまいります。また、見直しに当たりまして、ホームページなどを通じて広く県民の皆様にも周知するとともに、引き続き、

## 令和6年2月20日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

県議会や、住民の皆様にご直接下水道サービスを提供している流域関連の市町からの意見を丁寧に伺いながら、検討を進めてまいります。

○副議長（緒方直之君） 上野寛治君。

○上野寛治君 6月に見直しのゴールを設けられたということですが、それについて早いということは今、申しています。

そして、検証するということですが、これについては、5年から10年間の短期的なコストダウンの検証で済ますことはやめていただきたいと思います。20年、いや、30年、50年の長期的な視点も踏まえて検討していただきたい。また、DXと言われましたけれども、DXをするのに別に指定管理者制度を入れなくてもされているところもあります。神奈川県や四日市市もしています。それだけ今回、重要な転換点に位置していると思ひまして、この質問をさせていただきます。

田んぼは、一度荒れ地になれば元に戻すのは難しいと言われていています。事業ノウハウも同様です。未来に誇れる行政サービスの提供を改めてお願いして、議会にもしっかりと比較検討した、数値化した検討資料を出していただくようお願い申し上げ、今の質問を終わりたいと思います。

質問の第3は、県立学校における暑さ対策についてお伺いします。

この議場にいる皆さんに、昨年8月、9月を思い出していただきたいと思います。厳しい残暑が続いていました。広島は昨年9月の気温は観測史上最高を更新したそうです。温暖化による気候変化で、今後も毎年猛暑が予想されます。

猛暑の常態化により学校現場で問題となっていることは、教室における暑さ管理です。暑さにより授業に集中できないという声もあり、生徒の学習環境としても、教職員の職場環境としても、十分に保障されているとは言えません。

エアコン設置は、普通教室では進んできましたが、音楽室などの特別教室では遅れており、文部科学省によると、広島県立の高等学校における特別教室へのエアコン設置は45.4%と、全国平均の53%より低い状況ですので、引き続き、特別教室へのエアコン設置を進めていただきたいと思います。

本日、ここでは、暑さ対策はとかくエアコンの設置という一点に集中しがちですが、公共施設の建物の断熱について、県立学校に絞って質問いたします。

まず、県立学校においては、暑さ対策のため、各教室にどのような整備が行われているのか、お尋ねします。

○副議長（緒方直之君） 教育長平川理恵君。

【教育長平川理恵君登壇】

○教育長（平川理恵君） 県立学校の教室における暑さ対策に係る整備状況につきましては、令和2年度中に、全てのホームルーム教室への空調設備の整備を完了したところであり、その他の教室につきましては、音楽室など防音対策が必要な教室や、調理室など健康面、衛生面の配



## 令和6年2月20日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

慮が必要な教室などから優先的に整備を進めてきたほか、施設の長寿命化改修に併せた整備や、学校からの要望を踏まえた整備を進めているところでございます。

また、このほかにも必要に応じ、一部の学校におきまして、屋上への断熱材の敷設や遮熱の役割も有する太陽光発電設備の設置、冷房機能を有する可動式のスポットクーラーの設置、室内の冷気を循環させるためのサーキュレーターを設置などを行っているところでございます。

○副議長（緒方直之君） 上野寛治君。

○上野寛治君 今、断熱の実施について、屋上で限定的に取り組まれているという答弁がありました。

先ほど言われたとおり、最上階に近い教室は、天井からの熱が教室に伝わって、エアコンを最大限稼働させても、文部科学省が望ましい温度の基準としている28度以下に達しないという報告もあります。温暖化を踏まえますと、エアコンの設置だけでなく、断熱・気密工事により熱の伝わりにくい建物にし、学校施設の暑さ管理をする時代になってきていると考えます。

また、学校施設に、先ほど屋上と言われましたが、私は学校全体という意味で言わせていただいておりますが、断熱を施すことは、現在設置しているエアコンのランニングコストを低減させる効果も期待できます。仙台市が令和4年度まで先進的に実施した公共施設断熱実証実験では、エアコンの効きがよくなるため電気使用量が少なくなり、電気代が安くなる、また、エアコンを小型化して更新費用を抑えられると考えられています。

さらに、断熱は、環境省が進めている、消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指したネット・ゼロ・エネルギー・ビル——ZEBの普及と合致した政策です。学校施設に断熱・気密工事を施しエアコンを効率よく稼働できれば、特に排出が多い空調のCO<sub>2</sub>を削減できる効果があります。

そこで、現在、県立学校においては、県立学校施設長寿命化方針に従い改修が行われていますが、それと同時に断熱を実施し、昨今の温暖化にも対応した施設整備を行ってはどうかと考えますがいかがでしょうか、お伺いします。

○副議長（緒方直之君） 教育長平川理恵君。

○教育長（平川理恵君） 県立学校施設の長寿命化改修におきましては、児童生徒等の安全・安心を確保することを最優先に整備を行っているところでございます。

こうした中で、仙台市など、一部の自治体において取り組まれている学校施設の断熱化につきましても、教室の天井や壁への断熱材の追加、窓の複層化などを行うことにより、暑さの軽減や電気使用量の縮減といった効果があり、二酸化炭素の排出量削減にもつながるものとされております。

本県におきましては、一部の学校において、屋上への断熱材の敷設等を実施しておりますが、御指摘の学校施設の断熱化には多額の経費が必要になることから、教育委員会といたしましては、取組が進められている自治体における電気代などの長期的なコストの縮減効果や、学校施設の断熱化に係る地方財政措置の動向などを注視してまいりたいと考えております。

## 令和6年2月20日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

○副議長（緒方直之君） 上野寛治君。

○上野寛治君 断熱により、暑さ対策のほか、電気代の節約、脱炭素化にもつながることから、ぜひとも進めていただきたいと思います。

今回、2月という寒い時期になぜこの質問をしたのかについてお伝えします。今般の能登半島地震では、多くの方が1次避難場所として学校の教室や体育館を使用しておられます。学校施設の快適化は、災害時における避難場所の快適性と直結します。避難所に断熱が施されていれば、夏の暑さに熱を遮り、冬の寒さに熱を逃がさない効果があります。時間も季節も関係なく起きるのが災害です。厳しい環境下を想定し、避難場所の快適性を少しでも上げるべきではないでしょうか。以上のことから、県立学校施設の断熱化をぜひとも進めていただきたいと思います。

今回、未来ある子供の教育環境の整備を第一に進めていただきたく、県立学校施設に絞って伺いましたが、公共施設全体で断熱の検討を進めていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

質問の第4は、瀬野川水系における有機フッ素化合物について質問します。

まず、在日米軍に対する発生源特定に向けた働きかけについて伺います。

令和5年11月に、東広島市の則重橋、広島市安芸区の石仏橋で暫定指針値を超過する有機フッ素化合物——PFASが検出されました。

PFASは、環境省によると1万種以上あり、その中で古くから使われてきた2つの物質、PFOAとPFOSが、近年、環境汚染物質として注目されています。その理由として、永遠の化学物質——フォーエバーケミカルと言われ、自然界に放出されるとほとんど分解されないまま残り、生物に取り込まれると体内に蓄積しやすいこと、そして、発がん性が指摘されていることが挙げられます。

世界保健機関の外部組織である国際がん研究機関は、昨年11月、発がん性を評価し、PFOAを4段階のうち最も高い、アスベストやカドミウム、また、アルコールや加工肉などと同等の発がん性があるグループ、PFOSを上から3番目の発がん性がある可能性のあるグループに位置づけました。なお、この分類は、発がん性の強さや暴露量に基づくリスクの大きさを示すものではないことを付け加えておきます。

アメリカの環境保護庁は、飲料水に含まれる健康に影響が出ない濃度として、PFOA、PFOS合算で1リットル当たり70ナノグラムとした基準を、1リットル当たりそれぞれ4ナノグラムとする方向で検討しています。

一方、我が国は、PFOA、PFOSの暫定指針値を、1リットル当たり合算で50ナノグラムと定めています。

広島市と東広島市は、昨年11月の調査結果を踏まえ、12月に追加調査を実施しました。その結果、広島市においては、地下水で暫定指針値を超えなかったものの、引き続き石仏橋で1リットル当たり72ナノグラムを検出。東広島市においては、前回指針値以上を検出した則重

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

橋の上流、八本松町飯田及び宗吉にある川上弾薬庫の下流に位置する瀬野川において1リットル当たり250ナノグラムと指針値の5倍、そして、川上弾薬庫裏門近くの水路で1リットル当たり4,000ナノグラムと指針値の80倍が検出されました。

これら地点と地形、近隣施設の状況から推察すると、川上弾薬庫が発生源である可能性が考えられます。なぜなら、PFOA、PFOSは、化学工場、半導体工場、そして泡消火剤などを多く使う場所で検出される傾向があります。川上弾薬庫は、弾薬を約4万トン貯蔵できる極東最大の弾薬庫であることから、消火剤の使用も十分考えられるからです。

PFOA、PFOSが、残留性がある、そして、発がん性が指摘され人体に有害性があるとされていることを踏まえると、まずは一刻も早く発生源を特定した上で、対策を講じていかなければならないと考えます。

広島県は昨日、国へ要望書を提出されたということですが、要望書を提出して終わりではなく、実際に発生源特定に至るよう、国や周辺自治体と一体となって、在日米軍に調査を実施するよう働きかけを継続していくことが必要であると考えますが、知事の御所見を伺います。

○副議長（緒方直之君） 知事湯崎英彦君。

【知事湯崎英彦君登壇】

○知事（湯崎英彦君） 有機フッ素化合物でありますPFOSなどは、有害性があり分解しにくいことから、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されておりまして、WHOによりますと、発がん性のリスクが最も高いグループ等に分類されておりますが、議員御指摘のように、この分類にはアスベストのほか、たばこ、アルコール飲料、あるいは加工肉や紫外線といった比較的幅広く指定されているものでございます。また、PFOS等の摂取によって健康被害が生じたという報告は確認されていないほか、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかにつきましても、確定的な知見はないという状況でございます。

しかしながら、国といたしましては予防的な考え方に立ち、製造や輸入を禁止するとともに、河川や地下水、飲料水における暫定的な目標値を設定しているところでございます。また、こうした目標値につきましても、国によってばらつきがあるなど、様々な考え方があることから、国の専門家会議など、最新の知見を踏まえながら慎重に対応していく必要があると考えております。

このたび判明したPFOS等による環境汚染につきましては、広島市及び東広島市が実施した瀬野川水系の水質調査におきまして、目標値を超えて検出されたことが昨年12月に判明したことから、両市と連携いたしまして、汚染の実態把握を進めるとともに、飲用利用の防止を徹底してきたところでございます。

また、発生源の特定に向けましては、国と調整を行いながら、追加調査の方法などについて市に助言を行うとともに、他県におきまして米軍関連施設の影響も明らかになっていることから、関係県や中国四国防衛局からの情報収集も実施してまいりました。その結果、中国四国防衛局から、川上弾薬庫では、現在、PFOS等を含む泡消火剤を保有していないことを確認

## 令和6年2月20日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

しておりますが、過去の使用実態や保有状況については明らかになっておりません。

こうした中、東広島市の追加調査におきまして、川上弾薬庫周辺の水路に加え、飲用の地下水から高濃度のPFOS等が検出され、市におきましては、今月上旬、中国四国防衛局に対して原因の究明に向けた要望を実施されたところでございます。

県といたしましても、この事態を重く受け止めて、昨日、東広島市と連名で、国に対して、米軍に川上弾薬庫におけるPFOS等を含む泡消火剤の使用実態の公表や水質調査の実施を求めることなどを盛り込んだ要望書を提出したところでございます。また、現在、議会中でありますので、私が直接出向くことができませんので、防衛大臣に対して、本日、私から直接電話によって要望を行うこととしております。

今後とも、発生源の特定に向けまして、広島市や東広島市と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（緒方直之君） 上野寛治君。

○上野寛治君 私の質問の前日に迅速に関係大臣に要望していただいたことについては、感謝しますし、評価したいと思います。ただ、要望書は手法であり、目的は発生源の特定です。引き続き、粘り強く、在日米軍を巻き込んで原因究明を急ぐようお願いいたします。

加えて、今後、仮に川上弾薬庫が発生源であると判明した場合、広島県には、在日米軍の弾薬庫として、ほかに江田島市の秋月弾薬庫、呉市の広弾薬庫もあります。あわせて、それら周辺地域のPFAS調査を行うことを強くお願いいたします。

次に、県民への情報発信、健康調査等の対策について伺います。

私の地元安芸区、特に瀬野周辺の農家は、瀬野川から農業用水を引いておられ、今回の件で、私の元へは、瀬野川の水を農業用水として利用してもよいのか、春に向けて田植えをしてもいいのかといった不安の声が届いています。ちょうど昨日も私の事務所に同様の電話がありました。現在、PFASの農作物への影響については国も検討中ということですが、地域にとっては、風評被害のおそれなど、切実な問題であります。

地域では、今回の件について、情報を求めています。PFOA、PFOSに関する現在の瀬野川水系の状況や、住民が取るべき対応について、地域に対する丁寧な情報提供が極めて重要ではないでしょうか。

また、汚染された地下水を飲み水として利用されていた世帯の方々の健康問題が懸念されます。PFOA、PFOSの暫定指針値を超えた井戸水を長年飲用されてきた方々の健康調査をすべきであると考えますし、井戸水に代わる上水への切り替えなど、対策が必要となっております。

そこで、不安を抱える県民に情報を発信し、周辺自治体と連携して、早急に対策を講じることが求められていると考えますが、県の今後の対応について御所見を伺います。

○副議長（緒方直之君） 知事湯崎英彦君。

【知事湯崎英彦君登壇】

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

○知事（湯崎英彦君） P F O S等が暫定目標値を大幅に超過したことで地域の皆様が大変な不安を抱えておられる中、正確な情報を発信していくことが非常に重要であると考えております。

これまで、河川調査で目標値を超過した地域では、関係市におきまして、周辺の井戸の水質調査を行い、調査結果を速やかに各世帯にお知らせするとともに、目標値を超過した世帯には、飲用を控え、上水道を利用するよう促したほか、これが不可能な世帯には、飲料水を配付するなど、飲用防止の取組を徹底してきたところでございます。

また、県におきましては、地元市が住民の皆様の不安に寄り添った適切な情報発信や相談対応を行うことができるよう、現段階の科学的知見に基づく情報提供や助言を実施するとともに、県の管轄保健所におきましても、住民の皆様からの健康相談に対応しているところでございます。

こうした中で、住民の皆様からは、様々な相談が寄せられておりますが、P F O S等につきましては、現在、国の専門家会議において国内外の最新の科学的知見の収集・評価や総合的な対応の検討が行われている段階であり、健康調査の必要性を判断するための健康への影響や、農作物への影響について、確定的な知見はない状況でございます。

先ほど申し上げたように、WHOが発がん性があるとしたグループには、アルコール飲料など様々なものが含まれておりまして、健康への影響を考える上では、どの程度の量が体内に入ると影響が出るかという点が重要であるわけですが、飲料水に係るP F O S等の目標値の取扱いについても、各国により異なる状況でございます。

このため、国に対しまして、米軍関連施設に関する事項に併せて、健康相談に応じるための情報の提供や、日常生活における摂取等防止対策の知見の集約と情報提供、農作物等への影響の早急な解明と対策の検討などを要望したところでございます。

引き続き、国に対しまして、専門家による検討状況など、情報の提供を働きかけるとともに、関係市と連携し、正しい情報を発信することで県民の皆様の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（緒方直之君） 上野寛治君。

○上野寛治君 昨日の要望書を少し拝見しますと、農業用水についても記載がありましたので、それについては早急に、国からも情報提供していただければと思います。

国際的にはどちらかと言うと規制の方向に動いておりまして、アメリカのほうでは、先ほど私が申し上げたとおり、飲料水に含まれる濃度がP F O A、P F O S合算で1リットル当たり70ナノグラムだったのを、それぞれ4ナノグラムに変更する方向で、今、動いています。ということは、世界的にも規制する方向に動いていますので、現状、分からないということで、それが不安ではないのかといったらそうではないと私は思いますので、しっかり県民に情報発信していただきたいと思います。

改めて、瀬野川水系における発生源の特定と対策、周辺地域への情報発信、そして健康調査の実施をお願いして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）